

年末年始を踏まえたお願ひ

～東播海岸の海岸保全施設における立ち入り制限について(第3報)～

現在、東播海岸のアジュール舞子および大蔵海岸の海側の岸壁では、点検が完了し利用者の安全確保が確認されるまでの間、立ち入り制限を行っています。

アジュール舞子および大蔵海岸をご利用の際は、当該区域に立ち入らないようお願いします。

【立ち入り制限について】

- ・制限範囲 : ①アジュール舞子東側:兵庫県神戸市垂水区海岸通11
②アジュール舞子西側:兵庫県神戸市垂水区海岸通11
③大蔵海岸海水浴場東側:兵庫県明石市大蔵海岸通1
④大蔵海岸海水浴場西側:兵庫県明石市大蔵海岸通1
⑤大蔵海岸公園東側:兵庫県明石市大蔵海岸通2
⑥大蔵海岸公園西側:兵庫県明石市中崎町1
※砂浜など岸壁以外の施設への制限はありません。

- ・制限期間 : 令和6年11月12日から

「詳細な調査が完了し利用者の安全確保が確認されるまでの期間」

<取扱い> -

<配布場所> 兵庫県政記者クラブ、神戸市役所市政記者クラブ、明石市記者クラブ

<問い合わせ先>

国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所

- 副所長(河川) 北垣 啓文 電話 079-282-8211(代表)
- 工務第一課 課長 吉田 達也

①ホームページ <https://www.kkr.mlit.go.jp/himeji/index.php>

②X(旧Twitter) https://twitter.com/mlit_himeji

話そう
はりま

①



②



※「話そうはりま」は、皆さんと一緒に明日の播磨のまちづくりを考えていこうという私たちの姿勢です



出典:国土地理院標準地図

